

協議対象建築物等自己評価書（姫路城周辺風景形成地域）

項 目		基 準 等	行為の内容	景観への配慮事項
景観形成の目標		姫路城と調和する美しい風景の形成を図るため、次項の景観形成に取り組む。 ・姫路城への眺望に配慮した景観形成 ・姫路城からの眺望に配慮した景観形成 ・姫路城と調和する美しく落ち着いた景観の形成		
一般基準		姫路城への眺望、姫路城からの眺望に配慮するとともに、姫路城に調和する美しく落ち着いた意匠や色彩とするよう努め、姫路のシンボルにふさわしい地域景観の形成を図るよう努める。		
建築物	意匠	建築形態等	・勾配屋根にするなど、城からの眺望等に配慮する。 ・建物の分棟、壁面の分節化等の工夫により長大壁面となることを避け、突出感や圧迫感を軽減する。	
		建築設備等	・壁面設備は、外壁面に露出させないようにする。やむをえず露出する場合は、形態、色調等を工夫し、目立たないようにする。 ・屋上設備は、屋根の形態等を工夫するほか、壁面の立ち上げ、ルーバーによる遮へい等により、直接見えにくくする措置を講ずる。	
		その他	・屋外階段は、形態、材料、色彩等の工夫により、建築物との調和を図る。 ・バルコニー、ベランダは、洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。	
	色彩	外壁	・城と調和した落ち着いた色相となるよう配慮し、基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度4～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度4～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度6～9、彩度1以下	
		屋根	・城からの眺望等に配慮し、無彩色とする。	
	その他	材料	・外壁は汚れが目立たなく、破損しにくく、退色の少ないものとする。	
		維持管理	・維持管理は定期的に行うよう努める。	
		植樹・植栽	・敷地内の植樹、植栽に努める。	
		照明等	・照明等は城の夜間景観や周囲の環境に配慮する。 ・過剰な光源とならないよう努め、光源の色彩や点滅などは周囲の景観に特に配慮する。	
	工作物	意匠		
色彩		外壁	・城と調和した落ち着いた色相となるよう配慮し、基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度4～9 ②R（赤）、Y R（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度4～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度6～9、彩度1以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。	
その他		植樹・植栽	・敷地内の植樹、植栽に努める。	
高架道路 高架鉄道 横断歩道橋 橋りょう こ線橋		・周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮する。 ・排水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する。		
屋外広告物	景観計画における行為の制限事項		・各区域の景観形成の目標や方針に基づき、建築物との一体感を図り、地域の特性と整合・調和のとれたものとする。	

※「行為の内容」欄のうち色彩に関するものについては、色彩の使用箇所ごとにマンセル表色系の値を記載すること